

2024年6月吉日

関係事業者 各位

一般社団法人 KKN
会長 久原 英司

一般社団法人 KKN

関連事業者会員募集のご案内

拝啓 夏至の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
また、平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、一般社団法人 KKN では、関連事業者会員を募集することとなりました。
つきましては、当法人の事業、活動内容をご理解いただき是非とも関連事業者会員として
入会をお願いしたく以下の通りご案内させていただきます。

敬具

【入会手続き】

1. 入会申込書（別紙）を（一社）KKN 事務局に提出
2. 理事会にて承認後、（一社）KKN 事務局より会費のご請求書を郵送
3. 関連事業者会費を指定の口座へお振込み

【会費】1社 24,000円

※入会日から当該年度末日（3月末日）までの分とさせていただきます。

継続（2年目以降は）4月1日より翌年3月末日まで自動継続とさせていただきます。

【主な関連事業者会員特典】

内容	頻度
・理事会承認後、定例会にて講習会を開催可能	2カ月に1回開催
・定例会・総会にて名刺交換後、営業活動可能	2カ月に1回・年に1回
・定例会にて資料の配布可能	2カ月に1回開催
・全会員にメールでの情報提供（事務局より配信）	常時
・KKN社員総会参加費1名無料	年に1回

その他ご不明な点等ございましたら、下記担当者までご連絡ください。

【お申込み先】（一社）KKN 事務局 担当：直江・片山

〒861-2234 上益城郡益城町古閑 107-12

TEL：096-234-7769 FAX：096-234-7720

Mail：kkn@kumamoto-kkn.com

申込日 年 月 日

登録 No. _____

※登録 No.欄は記入しないで下さい。

KKN 関連事業者会員入会申込書

一般社団法人 KKN の定款に同意し、KKN 関連事業者会員として入会を申し込みます。

(フリガナ)		(フリガナ)	
会社名		代表者	(代表者印もしくは社印) 印
所在地	(〒 ー)		
TEL		FAX	
E-Mail	@	H P	

■連絡先(企業情報と同一の場合は記入欄に「同上」と記入して下さい。)

(フリガナ)		部署・役職	
担当者名		E-Mail	@
連絡先住所	(〒 ー)		
TEL		FAX	

■請求先(会費等上記以外で別途請求専用窓口がある場合)

担当者名		部署名	
連絡先住所	(〒 ー)		

■企業情報

設立		資本金		年商	
企業理念					
事業内容					
入会の目的					
紹介者					<input type="checkbox"/> 電話または KKN ホームページからのお問い合わせ
種別	<input type="checkbox"/> 設計事務所のみ会員		<input type="checkbox"/> 不動産事業者のみ会員		
	<input type="checkbox"/> 流通・販売会員		<input type="checkbox"/> 商社・メーカー会員		
添付書類 確認事項	【様式 1 別添 1】「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」1～6 までの記載事項に対して確約し表明します。				はい <input type="checkbox"/>

【申込書について】
お申込みの際は、この様式（原本）と会社概要（事業内容・沿革がわかるもの）を添付し、KKN 事務局の直江宛に郵送ください。

暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書

一般社団法人 KKN 代表理事 殿

私／当社は、KKN会員入会申込にあたり、本「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」下記1. から6. までの記載事項に対して確約し表明いたします。その証として会員申込書の「暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書」確認欄に☑を入れますので、入会の承認をお願い致します。

1. 私／当社は、役員、親会社及び小会社並びにそれらの役員を含め、以下の①から⑥までに掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも関係（これらの者に運営に実質的に関わらせ又は賃金供給若しくは便宜を供与し、これらの者を従事者とする等を含む。以下同じ。）がないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、関係しないことを確約します。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団員
 - ③ 暴力団準構成員
 - ④ 暴力団関係企業
 - ⑤ 総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - ⑥ その他①から⑤までに準ずる者
2. 私／当社は、自ら又は第三者を利用して以下の①から⑤までに該当する行為を将来にわたって行なわないことを確約します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いてKKNの信用を毀損し、又はKKNの業務を妨害する行為
 - ⑤ その他犯罪行為又は①から④までに準ずる行為
3. 私／当社は、1. の①から⑥までに掲げる者のいずれかに該当し、これらの者のいずれかと関係し、若しくは2. の①から⑤までのいずれかに該当する行為をし、又は1. に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、催告なしで除名されても一切異議を申し立てず、又、貴法人に対して賠償ないし補償を求めないことを確約します。
4. 3. により貴法人に損害が生じた場合には、貴法人が受けた損害の一切について 私／当社が賠償の責めを負うものとします。
5. 3. により承認会員の承認を取り消すべき事実が判明した場合、承認取得申込者は、KKNが受けた損害の一切について賠償の責めを負うものとする。
6. 私／当社は、私／当社、当社の役員、親会社及び子会社並びにその役員等が1. の①から⑥までに掲げる者から2. の①から⑤までのいずれかに該当する行為を受け、又は受けるおそれがあるときは、貴法人に直ちに報告を行なうとともに、警察に通報し、警察の捜査に協力するものとします。